

議案第 2 号

市議会提出案件（平成 3 1 年度予算案）に同意することについて

平成 3 1 年度予算案について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、  
原案に同意する。

平成 3 1 年 1 月 2 8 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

平成31年度  
当初予算要求概要  
(教育費)

## 予算の規模

	平成 31 年度 (千円)	対前年度比 (千円)	対前年度伸率 (%)
一般会計	67,300,000	△900,000	△1.32
特別会計 (10 会計)	57,562,774	497,002	0.87
企業会計 ( 3 会計)	32,402,278	953,294	3.03
<b>全 会 計 (14 会計)</b>	<b>157,265,052</b>	<b>550,296</b>	<b>0.35</b>

平成31年度 教育費予算総括表

(単位:千円)

	費目	当初予算額		増減		31年度予算額(課別・事業費)					
		31年度(案) (千円)	30年度 (千円)	額 (千円)	対前年度比 (%)	教育部	生涯学習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	教育総務費	924,880	867,596	57,284	6.6%	924,880					
	教育委員会費	6,938	6,946	△ 8	△ 0.1%	6,938					
	事務局費	701,802	672,460	29,342	4.4%	701,802					
	学校給食共同調理場費	216,140	188,190	27,950	14.9%	216,140					
	小学校費	1,670,472	1,857,483	△ 187,011	△ 10.1%	1,670,472					
	学校管理費	1,249,704	1,469,226	△ 219,522	△ 14.9%	1,249,704					
	教育振興費	420,768	388,257	32,511	8.4%	420,768					
	中学校費	538,729	452,195	86,534	19.1%	538,729					
	学校管理費	449,832	362,025	87,807	24.3%	449,832					
	教育振興費	88,897	90,170	△ 1,273	△ 1.4%	88,897					
	幼稚園費	60,080	63,193	△ 3,113	△ 4.9%	60,080					
	事業費計A	3,194,161	3,240,467	△ 46,306	△ 1.4%	3,194,161	0	0	0	0	0
	人件費B	918,321	924,456	△ 6,135	△ 0.7%	(職員課予算)					
	小計C(A+B)	4,112,482	4,164,923	△ 52,441	△ 1.3%						

文化部・子ども青少年部	社会教育費	913,370	910,347	3,023	0.3%	0	280,386	32,401	324,972	0	275,611
	社会教育総務費	7,237	6,628	609	9.2%		7,237				
	青少年対策費	32,401	30,986	1,415	4.6%			32,401			
	文化財保護費	324,972	402,693	△ 77,721	△ 19.3%				324,972		
	生涯学習センター費	148,864	106,959	41,905	39.2%		148,864				
	図書館費	275,611	250,626	24,985	10.0%						275,611
	郷土文化館費	62,569	25,074	37,495	149.5%		62,569				
	尊徳記念館費	61,716	87,381	△ 25,665	△ 29.4%		61,716				
	保健体育費	439,426	317,804	121,622	38.3%	0	0	0	0	439,426	0
	保健体育総務費	77,867	79,829	△ 1,962	△ 2.5%					77,867	
	体育施設費	361,559	237,975	123,584	51.9%					361,559	
	事業費計D	1,352,796	1,228,151	124,645	10.1%	0	280,386	32,401	324,972	439,426	275,611
	人件費E	557,845	554,621	3,224	0.6%	(職員課予算)					
	小計F(D+E)	1,910,641	1,782,772	127,869	7.2%						

事業費計 G (A+D)	4,546,957	4,468,618	78,339	1.8%	3,194,161	280,386	32,401	324,972	439,426	275,611
人件費 H (B+E)	1,476,166	1,479,077	△ 2,911	△ 0.2%	(職員課予算)					
	6,023,123	5,947,695	75,428	1.3%						

※対一般会計構成比 8.95%

# 平成31年度予算(教育費)の概要

## 教育総務費

(単位：千円)

主な事業		概要	31年度当初 予算額(案)	30年度当初 予算額	備考
1	特色ある学校づくり推進事業	小田原の子どもの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	8,700	8,700	
2	学校支援地域本部事業	中学校区を単位として、学校の教育活動を支援するボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育を推進する。	4,634	4,634	
3	学校運営協議会推進事業	新玉小学校ほか17校において設置したコミュニティ・スクールの取組の研究を継続するほか、新たに8校に学校運営協議会を設置する。 早川小学校に地域コーディネーターを配置し地域とともにある学校づくりを地域コミュニティ事務局とともに推進する。	4,111	3,169	
4	支援教育事業	学習障がいや集団への不適応など、様々な課題をもっている子どもたちに対応するため、学校に個別支援員及び看護師を配置するほか専門支援チームを派遣する。 小学校において、学級担任の補助をし、子どもの学習面や生活面をサポートするスタッフを配置する。	135,387	122,538	
5	教育相談事業	様々な問題を抱える子どもや保護者を対象とした相談を受ける教育相談員やインクルーシブ教育の推進を専任で担当する教育相談員を配置する。	11,015	11,015	
6	生徒指導員派遣事業	中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために、特に必要とする中学校へ生徒指導員を配置する。	12,792	13,040	
7	高等学校等奨学金事業	経済的理由により就学が困難な者に対し、就学を奨励するため、奨学金を支給する。平成31年度からは、金額を年3万円から年4万円に増額するほか、他の奨学金との併給を可能とする。	3,000	3,000	拡充
8	登校支援事業	学校に籍を置いたまま通級する教育相談指導学級の職員配置のほか、「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」生徒に対して、教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	27,751	27,840	
9	読書活動推進事業	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	18,237	18,671	
10	学力向上支援事業	小学校1～6年生について、少人数指導やチームティーチング指導をする際に必要なスタッフを配置するほか、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つために中学校での専門的な教科指導ができる非常勤職員を配置する。	19,105	18,977	
11	外国語教育推進事業	小・中学校、幼稚園に外国語指導助手(ALT)を配置することにより子どもの外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図る。 英語教科化に向け専科職員を小学校に配置する。	30,213	29,972	
12	いじめ防止対策推進事業	小田原市のいじめ防止基本方針をもとに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」ならびに「小田原市いじめ防止対策調査会」や講演会の実施を通じ、いじめ防止対策の推進を図る。また、小学校5年生を対象とした「いじめ予防教室」を開催する。	1,098	228	一部新規
13	体力・運動能力向上事業	小学校の新体力テスト測定に向けて体力・運動能力向上指導員を派遣し、児童の運動能力を最大限発揮できるよう助言するほか、体育系大学と連携し、モデル校と共同で研究に取り組む。 また、著名なアスリートを小中学校に派遣し、講話や実技指導を行う。	1,157	2,639	小学校体育大会の廃止

小学校費・中学校費・幼稚園費

(単位：千円)

主な事業		概要	31年度当初 予算額(案)	30年度当初 予算額	備考
1	小学校維持管理工事	屋上防水改修工事ほか	243,496	554,264	
2	樹木剪定等委託(小学校分)	倒木等の危険がある樹木について伐採・剪定する。	6,222	1,620	
3	学校施設修繕ボランティア活動関係費(小学校分)	学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。	500	0	新規
4	放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子供たちの居場所づくりのため、教員経験のあるスタッフによる学習支援、地域連携による体験活動等を実施する。既設18校に加え新たに7校を開設し、全校開設する。	39,869	32,948	
5	中学校維持管理工事	屋上防水改修工事ほか	168,924	98,469	
6	樹木剪定等委託(中学校分)	倒木等の危険がある樹木について伐採・剪定する。	4,494	3,264	
7	学校施設修繕ボランティア活動関係費(中学校分)	学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。	500	0	新規
8	教科書指導書整備事業	中学校の道徳の教科化に伴い、教職員用の教科書及び指導書を配布する。	1,181	42	
9	部活動活性化事業	部活動地域指導協力者に加え、新たに引率のできる部活動指導員を学校に配置し、部活動指導体制の充実を推進し教員の支援を行う。 また、関東・全国大会出場者の経済的負担の軽減を図る。	4,434	4,040	部活動指導員(1名)の増
10	公立幼稚園教育推進事業	クラス担任の教諭の補助や介助を必要とする園児を支援する臨時教諭を配置する。	33,802	36,767	担任補助職員(2名)及び介助教諭(1名)の減

債務負担行為

(単位：千円)

事業	概要	期間	限度額	
			小学校費	中学校費
システム電話機借上料	管理諸室で使用するシステム電話機について、故障頻度の増加等により学校運営等に支障が出ていることから、自動応答機能を有する機器へ更新する。	平成31年度(予算計上額)	2,293	1,011
		平成32年度	4,586	2,022
		平成33年度	4,586	2,022
		平成34年度	4,586	2,022
		平成35年度	4,586	2,022
		平成36年度	2,293	1,011

社会教育費

(単位：千円)

主な事業		概要	31年度当初 予算額(案)	30年度当初 予算額	備考
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	757	757	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子どもたちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	369	377	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。また、ジュニアリーダーズクラブ等への加入促進の取組を充実し、次代の指導者確保に努める。	2,554	2,244	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子ども達に体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	50	50	
5	文化財保存修理等助成事業	個人や法人が所有している国・県・市の指定文化財等について、管理謝礼を支給するとともに、保全・修復費の一部を助成する。また、民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部を助成する。	3,081	3,312	30年度予算額修正
6	緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	77,987	71,200	
7	本丸・二の丸整備事業 (御用米曲輪整備費等)	引き続き、御用米曲輪の近世の整備エリアである土塁の修景整備や史跡小田原城跡保存活用計画の策定等を行う。	48,589	66,141	
8	史跡等用地取得事業	史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡である城内地区の3件の対象地を史跡用地として新たに購入する。	174,119	224,241	
9	史跡石垣山保全対策事業	引き続き、史跡石垣山の井戸曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行う。	8,000	25,494	
10	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、また、市民主体の生涯学習を実現するため、「学習講座の提供」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」などを一体化した総合的な生涯学習を、市民とともに推進する。	11,849	19,772	
11	官民協働によるまちづくり担い手育成事業	「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する。	2,615	1,017	

社会教育費

(単位：千円)

主な事業		概要	31年度当初 予算額(案)	30年度当初 予算額	備考
12	図書購入費	市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	16,372	16,040	
13	駅前図書施設整備事業	駅前図書施設の平成32年度の開館に向けて、新規図書の購入などを行う。また運営形態について、指定管理者制度を導入するため、その候補者を選定する委員会を設置する。	52,320	21,399	一部新規
14	文学のまちづくり事業	北原白秋ゆかりの「童謡のまち小田原」を市内外にPRするため、白秋童謡の散歩道の整備を行うとともに、童謡大使を活用したイベントや、白秋童謡PR動画などを作成する。	1,644	78	一部新規
15	板橋の文化資産活用事業	内野邸をはじめとする板橋周辺の歴史的建造物や史跡などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図る。	1,500	1,500	
16	地域資源調査事業	博物館基本構想に示された「まちをまるごと博物館にする」構想の推進に向け、郷土文化館収蔵資料や市域に点在する有形無形の地域資源を対象に、調査整理・データベース構築に向けた作業を実施する。	360	360	
17	松永記念館整備活用事業	「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づく松永記念館整備活用事業として、無住庵の移築復元工事を施工する。	38,380		30年度 6月補正予算 15,537
18	学校体育施設開放事業	市民がスポーツに親しみ健康の増進とスポーツの振興を図るため、体育館等の学校施設の開放を行うほか、PTAが事業主体として実施している学校プール開放において、監視員にかかる費用の一部を助成する。	7,990	8,050	

## 平成31年度工事概要について（案）

学校安全課

区分	工事内容	対象校	実施時期（予定）等
小学校	普通教室等空調設備設置 （国庫補助事業）	全校	H31.2月～10月末まで （予算は30年度補正で確保し31年度に繰越）
	屋上防水改修	久野小学校、桜井小学校、前羽小学校	9月以降
	高架水槽改修	下府中小学校、国府津小学校、 町田小学校	夏休み中
	屋内運動場壁面防水改修	足柄小学校	9月以降
	トイレ改修（国庫補助事業）	新玉小学校、桜井小学校、矢作小学校	夏休み～10月末まで
中学校	普通教室等空調設備設置 （国庫補助事業）	全校	H31.2月～10月末まで （予算は30年度補正で確保し31年度に繰越）
	特別教室空調設備設置 （国庫補助事業）	城山中学校、泉中学校、 千代中学校、鴨宮中学校	10月以降 （予算は30年度補正で確保し31年度に繰越）
	屋上防水改修	泉中学校、白山中学校	9月以降
	受入室エレベーター改修	千代中学校	夏休み中
	トイレ改修（国庫補助事業）	国府津中学校、泉中学校	夏休み～10月末まで

※実施時期は大まかな予定です。工期を示すものではありません。

※普通教室等空調設備設置工事については、工期は10月末までになっておりますが、エアコンの稼働は7月1日を予定しています。

※国庫補助事業のうち、トイレ改修工事については、国の採択状況によって工事が行えないことがあります。

議案第 3 号

市議会定例会提出案件（小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例）に同意することについて

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

平成 3 1 年 1 月 2 8 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例

### [改正等の理由]

小田原市図書施設・機能整備等基本方針に基づき、新たに小田原駅東口図書館を設置するほか、市立図書館を廃止し、及びかもめ図書館を本市の図書館行政を統括する施設として位置付ける等のため、関係条例を改正し、及び廃止する。

### [内 容]

#### 1 市立図書館の廃止等（改正等条例第1条関係）

##### (1) 市立図書館の廃止

本市の図書館体制を整備することに伴い、市立図書館を廃止することとする。

（旧第1条関係）

##### (2) かもめ図書館の名称の変更

かもめ図書館を本市の図書館行政を統括する施設として位置付けることに伴い、その名称を次のように変更することとする。（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
小田原市立中央図書館	小田原市立かもめ図書館

##### (3) その他

規定を整備することとする。

#### 2 小田原駅東口図書館の設置（改正等条例第2条関係）

##### (1) 図書館の新設（第2条関係）

新たに次の図書館を設置することとする。

名 称	位 置
小田原市立小田原駅東口図書館	小田原市栄町一丁目1番15号

##### (2) 休館日及び開館時間（第4条及び第5条関係）

ア 休館日 1月につき1日、12月28日から翌年1月3日までの日及び特別整理期間

イ 開館時間 午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後6時まで）

##### (3) その他の管理基準（第6条及び第7条関係）

施設の管理基準として、入館制限及び損害賠償に関し必要な事項を定めるこ

ととする。

(4) 指定管理者制度の導入（第8条関係）

小田原駅東口図書館の管理は、指定管理者に行わせることとする。

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（第9条関係）

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとすることとする。

ア 図書館法の規定に基づき実施すべき事項（分館等の設置及び自動車文庫等の巡回の実施に係る事項を除く。）のほか、図書館の施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

イ 施設の維持管理に関すること。

ウ その他教育委員会が必要と認める業務

(6) その他

規定を整備することとする。

3 星崎記念館条例の廃止（改正等条例第3条関係）

星崎記念館は、図書館としての使用を廃止することに伴い、条例を廃止することとする。

[適用]

1 市立図書館の廃止等及び星崎記念館条例の廃止

平成32年4月1日

2 小田原駅東口図書館の設置

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例 新旧対照条文

○小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）（抄）（第1条関係）

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(設置、名称及び位置)</p> <p><b>第1条</b> <u>図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>小田原市立図書館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小田原市城内7番17号（星崎記念館内）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>小田原市立かもめ図書館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>小田原市立図書館</u>	<u>小田原市城内7番17号（星崎記念館内）</u>	<u>小田原市立かもめ図書館</u>	<u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u>
名称	位置						
<u>小田原市立図書館</u>	<u>小田原市城内7番17号（星崎記念館内）</u>						
<u>小田原市立かもめ図書館</u>	<u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u>						
<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p><b>第2条</b> <u>図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>小田原市立中央図書館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>小田原市立中央図書館</u>	<u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u>	<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p><b>第2条</b> <u>図書館は、法第2条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。</u></p>		
名称	位置						
<u>小田原市立中央図書館</u>	<u>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</u>						
<p style="text-align: center;">(事業)</p> <p><b>第3条</b> <u>図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(事業)</p> <p><b>第3条</b> <u>図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u></p>						

<p>(1) <u>法第3条各号に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p>(1) <u>図書、記録、視聴覚資料等を一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>読書会、研究会、鑑賞会、映写会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>児童室を運営し、及び児童文化に資する各種行事を開催すること。</u></p> <p>(5) <u>学校、社会教育施設その他の機関、団体と連絡し、協力すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事業</u></p>
--	--

○小田原市図書館条例（抄）（第2条関係）

改正後	改正前										
(名称及び位置)	(名称及び位置)										
<p><b>第2条</b> 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第2条</b> 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市立中央図書館</td> <td>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</td> </tr> <tr> <td><u>小田原市立小田原駅東口図書館</u></td> <td><u>小田原市栄町一丁目1番15号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号	<u>小田原市立小田原駅東口図書館</u>	<u>小田原市栄町一丁目1番15号</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市立中央図書館</td> <td>小田原市南鴨宮一丁目5番30号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号
名称	位置										
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号										
<u>小田原市立小田原駅東口図書館</u>	<u>小田原市栄町一丁目1番15号</u>										
名称	位置										
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号										
(事業)	(事業)										

**第3条** 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第3条各号（小田原市立小田原駅東口図書館（以下「東口図書館」という。）にあつては、第5号を除く。）に掲げる事項に関する事
- (2) （略）

（休館日）

**第4条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。

<u>区分</u>	<u>休館日</u>
<u>小田原市立中央図書館</u>	<u>1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）</u> <u>2 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</u> <u>3 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日</u>
<u>東口図書館</u>	<u>1 1月につき1日を超えない範囲内で教育委員会が定める日</u> <u>2 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同</u>

**第3条** 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第3条各号に掲げる事項に関する事
- (2) （略）

**第4条** 削除

月31日までの日

3 特別整理期間として7日  
を超えない範囲内で教育委  
員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会  
は、特に必要があると認めるときは、臨時  
に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりと  
する。

<u>区分</u>	<u>開館時間</u>
<u>小田原市立 中央図書館</u>	<u>午前9時から午後7時まで (日曜日、土曜日及び休日 あつては、午前9時から午後 5時まで)</u>
<u>東口図書館</u>	<u>午前9時から午後9時まで (日曜日、土曜日及び休日 あつては、午前9時から午後 6時まで)</u>

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会  
は、特に必要があると認めるときは、臨時  
に開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれか  
に該当する者に対しては、図書館への入館を  
拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は  
そのおそれがあると認められる者

(2) 図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

**第7条** 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第8条** 東口図書館の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第9条** 指定管理者が行う東口図書館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 東口図書館の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者による管理に係る特例)

**第10条** 前2条の規定により東口図書館の管理の業務を指定管理者が行う場合における

東口図書館に係る第4条から第7条までの規定の適用については、第4条第1項の表東口図書館の項中「教育委員会が」とあるのは「第8条に規定する指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、同条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は第8条に規定する指定管理者」とする。

(図書館協議会)

第11条 (略)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(図書館協議会)

第5条 (略)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

## 小田原市図書館条例の一部改正等に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市図書館条例の一部改正等
政策等の案の公表の日	平成30年12月14日（金）
意見提出期間	平成30年12月14日（金）から平成31年1月15日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	16件（6人）
インターネット	1人
ファクシミリ	2人
郵送	2人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	7
C	今後の検討のために参考とするもの	7
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 図書館の名称に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	魅力ある立地を端的に表す「小田原市立お城通り図書館」等にしていただけたらと思います。「お城通り」を売りにすれば、旅番組などのメディアでも取り上げられやすくなり、話題性が高く、利用者の増加も見込めるものと思います。	C	小田原駅に近い立地を明確に示す名称が、もっとも分りやすいと考え、条例上の名称は「小田原市立小田原駅東口図書館」としました。今後、愛称の有無等を検討する予定です。
2	「小田原市立小田原駅東口図書館」は堅苦しい印象を受けます。外来者は直感的にどこが東口か分かりません。単純に「駅前図書館」とした方が親しみやすく良いです。更に「星崎記念図書館」と名付け、星崎氏の遺徳を後世に伝えるよすがとし、星崎氏の精神を受け継ぐよう呼び掛けるのが良いと考えます。	C	図書館の名称については、上記1と同様の考え方です。星崎氏の功績については、引き続き図書館において顕彰を続け、後世に伝えていきたいと考えています。
3	新しい図書館にも愛称がつけられるように「かもめ図書館」の名称が愛称として存続することに賛成です。	B	「かもめ図書館」の名称は愛称として存続させる予定です。

(2) 指定管理者の管理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	いきなり指定管理者による管理に反対です。直営のノウハウを積み立てた上、指定管理者による管理に移行すべきと考えます。	C	中央図書館（現かもめ図書館）は、図書館行政の司令塔としての役割を果たすため、引き続き、直営での管理、運営（窓口は業務委託）とします。一方、小田原駅東口図書館については、図書館司書の配置や迅速、柔軟な対応など、利用者サービスの向上が期待できることや、事業者の積み重ねたノウハウを活用することができることから開館時から指定管理者制度を導入することとしました。導入後も、指定管理者の監督、評価を適切に行い、その効果を検証する予定です。
2	他の図書館で指定管理者が必要のない本を購入したり、ずさんな運営をしているとの話を聞きます。小田原市で司書を中心に本の選択に目を光らせて任せっきりしない指定管理者に意見を言える機能を持つようにしてほしいです。	B	選書の実務は、市の定めた基準に基づき、指定管理者が行いますが、選定の最終確認は市が行います。
3	世の中の急激な状況変化を考慮すると、指定管理者の起用は適当な方策だと思います。その知見は、設計等の検討段階から取り入れることが望ましいです。	B	小田原駅東口図書館の設計等については、現在、図書館の専門家から助言を受けながら検討を進めています。指定管理者の選定は、平成31年度に行うことを予定しているため、現時点で指定管理者が設計等への参画することはできませんが、指定後には館内表示や図書の配架等の運営に関わる内容について検討に加わっていただく予定です。

4	指定管理者の選定は、経費節減の観点からではなく、サービスを提供する観点から選定するべきであり、選定過程や選定理由を公開するべきです。	B	指定管理者の選定には、選定委員会を設け、利用者サービスの向上を含めた観点から議論を行っていただきます。また、選定委員会での審査及び結果などについては、情報公開制度に基づいて公開していきます。
---	--	---	---

(3) 休館日、開館時間に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	休館日の変更、開館時間の変更については特にありません。	B	休館日、開館時間については、原案のとおりとする予定です。
2	休館日、開館時間等については異議ありません。	B	
3	休館日の変更は賛成です。休館日は必ず取って、周知を図ることが重要と考えます。	B	休館日については、引き続き館内・公共施設等での掲示、広報、ホームページ等で周知を図っていく予定です。
4	小田原駅東口図書館が月1回の休館をするなら、かもめ図書館の休館日は東口図書館の動向を見ながら慎重に検討してもらいたいです。現在の月1回から毎週1回の休館日に変更するのは現時点でなくてもと思います。	C	中央図書館（現かもめ図書館）は、平成31年に築25年を迎えますので、機械、設備関係を中心に不具合がたびたび発生しており、開館に支障がないようにメンテナンスを丁寧に行っていく必要があります。また、図書館全体の運営経費を抑制するためにも週1日の休館日を設けてまいりたいと考えています。
5	月曜日休館は、国民の祝日と重なることが多く、休館日が市民に分かりにくくなると思います。	C	月曜日休館については、利用者アンケートや、利用者状況等を勘案して決定しました。現在、かもめ図書館は第4月曜日を休館日とし、その月曜日が国民の祝日と重なった場合は、その翌日以後最初の休日以外の日を休館日としておりますが、休館日を週1日に変更しても、休館日と国民の祝日と重なった場合はこれまでと同様の振替とします。休館日については、今後も周知の徹底に努めてまいります。

6	夜まで開館し、平日に休まない図書館をお願いします。かもめ図書館はいきなり休館する期間があるため、子どもの居場所として利用できません。また、夜、子どもが逃げ込める場所になりません。ぜひ塾帰りのお子さんも利用でき、人々の待ち合わせの場所として使えることを望みます。	C	中央図書館（現かもめ図書館）は平成32年度以降も現行どおり午後7時までの開館を予定していますが、同図書館は、平成31年に築25年を迎えますので機械、設備関係を中心に不具合がたびたび発生しており、開館に支障がないようにメンテナンスを丁寧に行っていく必要があります。また、図書館全体の運営経費を抑制するためにも週1日の休館日を設けてまいりたいと考えています。 また、定期休館日以外の日には設備や蔵書の点検を行う場合は計画的な実施に努め、事前周知を徹底して、お子さんのいる世帯にも情報が行き届くよう努めます。
---	--	---	--

(4) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原駅東口図書館には閉架書架を設けるとのことですが、蔵書数は少なくなっても、利用者が自由に憩えるスペースを作る方が、「出会う図書館」の理念にかなうと考えます。	C	図書館として必要な機能を満たす上では必要な蔵書数を確保すべきと考え、閉架書庫を設置する予定です。 なお、来館者に快適に利用してもらえるよう、憩えるスペースとしてテラス等を設ける予定です。
2	市立図書館（星崎記念館）の廃止から、小田原駅東口図書館の開館までに間が空いてしまいますので、2週間程度の休館日を設けるとしても、それまで市立図書館を開館すべきと考えます。	D	小田原駅東口図書館の開館には、相当の準備期間を要することを想定しております。 また、市立図書館の図書の移管等をする必要があるため、閉館の日を平成31年度末と決定したものです。
3	新幹線通勤者の利便性を図る意味で新幹線改札付近に返却ポストを新設することが望ましいです。	D	現在、小田原駅付近には、アークロード市民窓口に返却ポストを設置しており、新たに新幹線改札付近に増設することは、設置場所の確保や管理、運用面において、難しいと考えます。



議案第4号

市議会定例会提出案件（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に  
同意することについて

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

平成31年1月28日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

市長及び教育委員会の諮問に応じて審査等をする附属機関として小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会を設置するため改正する。

### [内 容]

#### 1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

##### (1) 教育委員会に属する附属機関

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

### [適 用]

平成31年4月1日

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）（抄）

改正後				改正前			
<b>別表（第2条関係）</b>				<b>別表（第2条関係）</b>			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	(略)	史跡小田原城跡調査・整備委員会 史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内	教育委員会	(略)	史跡小田原城跡調査・整備委員会 史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内		(略)		
	(略)						



議案第 5 号

市議会定例会提出案件（平成 31 年 3 月補正予算案）に同意することについて

平成 31 年 3 月補正予算案について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

平成 31 年 1 月 28 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

平成31年3月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 小学校費補助金	231,930	大規模改造事業費補助金
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 中学校費補助金	106,148	大規模改造事業費補助金
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 小学校債	141,100	義務教育施設整備事業債
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 中学校債	144,400	義務教育施設整備事業債
合計	623,578	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費	0	小学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・普通教室等空調設備設置事業費	231,930	141,100	0	-373,030
	1,275	小学校教育環境整備経費 学校教材等整備・管理事業 ・暖房用燃料	0	0	0	1,275
(項) 中学校費 (目) 学校管理費	0	中学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・普通教室等空調設備設置事業費	99,537	73,700	0	-173,237
	77,610	中学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・空調設備設置工事 (城山、千代、鴨宮、泉中学校)	6,611	70,700	0	299
合計	78,885		338,078	285,500	0	-544,693

(繰越明許補正)

(単位：千円)

事業名	繰越額	財 源 内 訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
空調設備設置事業（中学校費） （城山、千代、鴨宮、泉中学校）	77,610	6,611	70,700	0	299
フェンス新設事業（中学校費） （酒匂中学校）	3,288	0	0	0	3,288
フェンス新設事業（幼稚園費） （酒匂幼稚園）	10,832	0	0	0	10,832

(債務負担行為補正)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
教育ネットワーク システム借上料	平成30年度	(予算計上額 83,334)	平成30年度	(予算計上額 83,334)
	平成31年度	200,000	平成31年度	200,623
	平成32年度	200,000	平成32年度	201,422
	平成33年度	200,000	平成33年度	201,422
	平成34年度	200,000	平成34年度	201,422
	平成35年度	116,666	平成35年度	117,496
	合 計	916,666	合 計	922,385

## 議案第6号

市議会定例会提出案件（工事請負契約の締結）に同意することについて  
工事請負契約の締結について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、  
原案に同意する。

平成31年1月28日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

### 【内容】

平成31年12月12日に市議会の議決を得て契約を締結した小田原市立小中学校普通教室等空調設備設置工事について、次のとおり契約の相手方を変更する。

（変更前）

東海気熱・アソー熱工業・山室電機共同企業体

代表者 神奈川県小田原市寿町五丁目1番5号

東海気熱株式会社

代表取締役 堀口 誠

（変更後）

アソー熱工業・山室電機共同企業体

代表者 神奈川県小田原市中曾根31番地12

アソー熱工業株式会社

代表取締役 関野 功